入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和７年２月７日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
霞ヶ浦医療センター院長　鈴木　祥司
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　08
1　掲載日　令和７年１月27日付（号外政府調達第15号）
2　訂正内容　64ページ１段目掲載の入札公告（第02402号）「院内ネットワーク・情報システム保守管理業務委託　一式」について、3⑷中、「令和７年３月20日」を「令和７年３月21日」に、訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年２月７日
契約担当職
国立研究開発法人産業技術総合研究所
調達室長　大谷　直人
◎調達機関番号　808　◎所在地番号　08
○産総第 331 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　地域における研究開発の連携ニーズに応えるための拠点整備事業（北陸拠点）
⑶　工事場所　国立研究開発法人産業技術総合研究所北陸デジタルものづくりセンター　福井県坂井市春江町江留上大和10―２及び旧春江工業高校グラウンド跡地
⑷　工事内容　本件は、北陸デジタルものづくりセンターに連携活動用新棟の設計施工一体工事を行うものである。
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和７年３月31日まで。なお、財政法の定めによる承認を得た後に令和８年３月31日まで延長予定。
⑹　本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
⑺　入札方法　上記１⑵の件名について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を全て満たしている単体又は特定建設工事共同企業体若しくは異工種建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
①　国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
②　単体又は共同企業体の代表者は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、「建築一式工事」の「A」の等級に格付けされている者であること。共同企業体の代表者以外の構成員は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」の「A」の等級に格付けされている者であること。なお、経済産業省において当該資格を有する者は同等級に格付けされているものとみなす（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、同要領に基づき再格付けされていること）。
③　共同企業体の構成員の数は、２社又は３社とする。
④　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑤　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑥　本入札公告の日から開札の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑦　競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年１月10日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑧　平成22年度以降に次に掲げる基準を満たす新営工事において、単体又は共同企業体の代表者にあっては建築一式工事を元請けとして施工した工事実績を有すること。共同企業体の代表者以外の構成員は建築一式工事、電気工事又は管工事のいずれかを元請けとして施工した工事実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）
㋐　単体又は共同企業体の代表者
ａ）建物用途　研究施設（人文科学系のものは除く。）
ｂ）構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｃ）建物規模　延べ面積1,000㎡以上
㋑　共同企業体の代表者以外の構成員
ａ）建物用途　研究施設（人文科学系のものは除く。）
ｂ）構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｃ）建物規模　延べ面積500㎡以上
⑵　単体又は共同企業体は、次の基準を満たす管理技術者を当該工事の設計業務に配置できること。
①　１級建築士の資格を有する者であること。
⑶　単体又は共同企業体は、次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級施工管理技士と同等以上の能力を有する者と認定した者をいう。
②　平成22年度以降に、上記２⑴⑧の基準を満たす新営工事において、建築一式工事を元請けとして施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上のものに限る。）。
③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
⑷　単体又は共同企業体は、次の基準を満たす施工計画を提出すること。
①　工事の特性および現場条件等を考慮のうえ、仕様を満足する施工方法が具体的に記載されていること。また、記載した施工方法は契約後に監督員に提出する「施工計画書」に反映できる内容であること。
3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札価格及び提案内容による総合評価は、入札価格が予定価格の範囲内である競争参加者のうち、競争参加者の「標準点」と「加算点」の合計（技術点）を、入札価格で除して得た「評価値」をもって行い、評価値が最も高い者を落札者とする。詳細については入札説明書による。
②　「①」の数値が最も高い競争参加者が２人以上であるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
①　入札説明書に示された競争参加資格を全て満たしている場合は適格とし、標準点を与える。
②　入札説明書に定める評価項目ごとの得点配分に基づき、その程度に応じて加算点を付与する。
⑶　評価項目
①　入札説明書に記載の競争参加資格
②　企業の能力等
③　技術者の能力等
④　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況
⑷　評価基準　評価基準の詳細は入札説明書による。